



確定申告はお早めに!

所得税の確定申告は、昨年1年間の所得を計算し、税額を確定する大切な手続きです。早めの申告をお願いします。

確定申告が不要

- 給与所得以外に所得がなく、勤務先で年末調整済み
- 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下
※源泉徴収の対象とならない公的年金等の受給者はこの制度は適用されません。

確定申告が必要

- 営業等・農業・不動産所得などがあり、平成30年中(1月1日~12月31日)の所得の合計金額から基礎控除、その他所得控除などの合計額を差し引いた額に基づいて計算した税額が配当控除等の額を超える
- 給与の収入金額が2000万円を超える
- 給与所得があり、退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える
- 所得税の還付や確定申告書の提出が要件となる控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける

申告を忘れると

課税の特例が受けられない場合や、加算税や延滞税が発生することもある。期限内に申告と納税の手続きをしてください。
※申告書などは、国税庁ホームページから印刷できる他、館林税務署や市民税課(市役所2階)、期間中は各申告会場にもあります。

医療費控除には「医療費控除の明細書」が必要です

領収書の提出が不要となり、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。
※医療費の領収書は自宅で5年間保存が必要です。

マイナンバー制度の導入

所得税や復興特別所得税、贈与税の申告書の提出には次の2点が必要です。
○マイナンバー(12桁)の記載
○本人確認書類の提示または写しの添付

【例】マイナンバー(個人番号)カード(番号確認と身元確認)

●マイナンバーの通知カード(番号確認) + 運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)
※控除対象配偶者や扶養親族の本人確認書類の提示、写しの提出は不要です。

会場	期間(土・日曜日を除く)	受付時間	受け付けできないもの
館林税務署	所得税・贈与税 2月18日(月)~3月15日(金) 消費税 2月18日(月)~4月1日(月)	午前8時30分~午後4時(相談は9時~) ※相談内容が複雑な場合は、午後3時ごろまでにお越しください。 ※駐車場は大変混雑するので、公共交通機関をご利用ください。	—
イオンモール太田 (2階イオンホール)	2月18日(月)~3月15日(金)	午前9時30分~午後3時 (10時まではG出入口のみ利用可)	●土地・建物の譲渡所得 ●山林所得 ●贈与税の申告
尾島庁舎(4階大会議室)	2月15日(金)~21日(木) ★	午前9~11時、午後1時~3時30分 ★尾島・藪塚本町庁舎の最終日は午前11時で受け付けを終了します。	●住宅借入金等特別控除 ●青色申告 ●土地・建物・株式等の譲渡所得 ●先物取引による所得 ●配当所得 ●山林所得 ●雑損控除 ●贈与税の申告 ●消費税の申告
藪塚本町庁舎(3階会議室)	2月22日(金)~28日(木) ★		
新田庁舎(2階大会議室)	3月1日(金)~3月14日(木)		

※市民税課(市役所2階)での申告受け付け・相談は行いません。各会場で申告するか館林税務署に郵送してください。
※館林税務署を除く各会場では、市・県民税の申告も受け付けます。表以外の申告日程は「広報おた1月20日号」をご覧ください。
※混雑状況により、受け付け時間内でも受け付けを終了する場合があります。
※各会場の初日は大変混雑します。

館林税務署からのお知らせ

確定申告の質問や必要書類の確認など電話で問い合わせください。

※館林税務署では土・日曜日の相談や申告書の受け付けは行わないので、申告書は郵送や税務署の時間外収受箱に投函してください。

館林税務署
☎ 0276-72-4373
(自動音声でご案内します)



確定申告書は自宅で作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から夜間や休日などでも申告書が作成できます。申告書は印刷して郵送でも提出できます。



e-Taxをご利用ください

e-Tax確定申告期間中は、24時間いつでも電子申告が可能です。

- **マイナンバーカード方式**
マイナンバーカードとICカードリーダーが必要で、住民基本台帳カードは利用できません。
- **ID・パスワード方式**
事前に税務署でのID・パスワードの発行申請が必要です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。